

工事請負契約の変更理由等

(発注担当課:水道施設課)

1 工 事 名: 北部4号井戸水中ポンプ緊急修繕工事

2 工事場所: 上尾市大字畔吉1333番地

3 工 種: さく井
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和元年 7月11日 から 令和元年 8月 9日 まで	令和元年 7月11日 から 令和元年 9月 13日 まで
契 約 金 額 (税 込 み)	4,266,000 円	4,244,400 円
工 事 概 要	水中カメラ調査 一 式 (測定深度) 230.0 m	水中カメラ調査 一 式 (測定深度) 144.0 m

5 変更理由

水中カメラ調査を実施した結果、深度144.0m付近に障害物を発見し、調査及び経過観察に時間を要するため、工期を延長します。
また、水中カメラ調査については、障害物に伴う調査深度の変更により減額とし、揚水管については、既設再利用が不可能な付属品の追加等により増額します。
よって、総額で減額変更します。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が250万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。